

令和3年第10回尾道市教育委員会（定例会）

日 時 令和3年8月25日（水） 午後2時30分 開議
場 所 尾道市庁舎4階 委員会室
署名委員 木曾委員

午後2時30分 開会

○佐藤教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第10回教育委員会定例会を開きます。

本日の会議日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

本日の会議録署名委員は、木曾委員を指名いたします。

なお、本日は議題として報告第9号専決処分報告及びこれが承認を求めることについて（令和3年度教育委員会補正予算（第6号）要求書について）及び報告第10号専決処分報告及びこれが承認を求めることについて（令和3年度教育委員会補正予算（第7号）要求書について）を追加提出させていただいております。

これより日程に入ります。

日程第1、業務報告及び行事予定を議題といたします。

業務報告及び行事予定のうち重要な項目がありましたら、順次報告をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。庶務課に関わります業務報告及び行事予定について御説明をさせていただきます。

議案集の1ページをお開きください。

まず、前回の業務報告の訂正をさせていただきます。

前回、7月29日の教育委員会会議の業務報告の際、翌日7月30日に土堂小学校の仮校舎が引き渡される旨の御説明をしておりましたが、正式には8月2日に引渡しとなっております。この場をお借りいたしまして、おわびして訂正をさせていただきます。

業務報告、行事予定については、1ページに記載のとおりとなっております。

業務報告、行事予定に記載以外のことといたしましては、8月6日、23日に土堂小学校が登校日であったために、バス、徒歩、送迎、それぞれの通学方法で仮校舎への通学が問題なくできるかどうか検証をいたしました。

保護者の御協力もあり、課題はあったものの、おおむね当日は問題なく対応することができたものと考えております。引き続き幾つかの課題はございますが、学校を中心に保護者、地域の御協力をお願いしながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、8月22日に予定しておりました保護者向け説明会、それから内覧会についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、内覧会は中止、保護者説明会についてはウェブにて9月からの学生生活と内覧会の代替りの施設概要を画像で紹介するような形とさせていただきました。

機材等の関係でZoomに保護者が入室できないといったトラブルもございまして、急遽2度に分けて進めざるを得ない状況となりましたが、保護者の御理解、御協力もあり、何とか対応することができました。引き続き、9月からの運用開始に向けて課題整理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**内海生涯学習課長** 教育長、生涯学習課長。初めに、所管施設に対します新型コロナの影響について御説明をいたします。

まず、スポーツ施設、社会体育施設についてでございます。

広島県が尾道市を集中対策重点区域に指定したことを受け、8月6日から屋内施設を利用自粛要請と新規予約の停止といたしました。屋外施設については、市内在住者に限り20時までの利用を可能としておりました。

また、8月20日からはまん延防止重点措置の適用区域に指定されましたので、屋内外とも利用中止の要請に切り替えて対応をしております。

次に、図書館についてでございます。

集中対策期間中は、閲覧席や学習室、またインターネット端末等の利用を制限した上で、通常貸出し、返却を続けておりましたが、8月20日からは予約資料の貸出し、返却のみの利用としております。

その他、公民館、生涯学習センターなどの社会教育施設については、集中対策期間中は利用の自粛要請としておりましたが、8月20日からは中止の要請としております。

なお、適用期間は9月12日までとなります。

続きまして、生涯学習課の業務報告並びに行事予定について御報告をいたします。

議案書2ページを御覧ください。

まず、業務報告でございますが、8月15日に延期となっておりました令和3年の尾道市成人式、やむなくオンラインでの開催となっております。当日のラ

イブ動画、ユーチューブで配信を当日いたしました。昼頃まで当日のものを流し、視聴については640回の視聴をいただいております。その後も、ダイジェスト版を尾道市の公式ユーチューブチャンネルに掲載しております。本日までに520回の視聴をいただいております。

また、同日パラリンピックの聖火イベント、聖火フェスティバルについて行う予定でしたが、これは広島県において新型コロナの感染拡大に伴って広島市内での集会イベントを縮小して行うこととなりましたので、尾道市においては浄土寺での採火、火を採る行事のみを行っております。

次に、行事予定です。

9月5日に土生公民館の落成式を行います。こちらは、閉校した土生小学校の跡地に建設中であった新しい土生公民館が完成をし、9月1日に供用を開始、9月5日に落成式の運びとなったものでございます。

続きまして、図書館について指定管理者から報告のあった事業の報告をいたします。

業務報告につきましては、新型コロナの影響で多くの行事を中止としております。中止した行事につきましては、3ページ以降に記載のとおりです。開催できたものが少ないので、できたものの中で申し上げますと、6ページ、瀬戸田の瀬戸田図書館、8月1日に夏休み自由研究講座を実施いたしました。瀬戸田理科クラブの吉田敬一郎さんによる理科実験を行っております。29人の参加をいただきました。

行事予定につきましては、3ページ。

中央図書館で9月19日に文化講座「子どもと本をつなぐ」として、子供に読書の楽しさを伝える活動のヒントについて、前の美木原小学校の校長先生、杉原しのぶさんにお話をさせていただく予定です。

みつぎ子ども図書館は、9月14日から17日までの4日間、特別図書整理期間のため休館といたします。今後、おはなし会等の行事につきましては、感染状況を考慮しながら、その都度開催の有無について検討してまいります。掲載しているもの全てができる状態ではないということを御理解いただきたいと思います。

以上で図書館の業務報告を終わります。

○榎原因島瀬戸田地域教育課長 教育長、因島瀬戸田地域教育課長。因島瀬戸田地域教育課の業務報告並びに行事予定について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

初めに、業務報告でございます。

今年度予定しておりました瀬戸田小学校と因島南中学校の体育館非構造部材耐震改修工事設計業務の入札を8月5日に実施し、設計業者が決定しております。本入札の日程でございますが、先月の教育委員会定例会の行事予定の報告において、入札日を7月30日と説明させていただきましたが、正しくは8月5日の実施でございました。確認が不足しており、申し訳ございませんでした。

次に、8月10日、因島瀬戸田地域の中学校の特別教室空調設備等整備業務の入札を行い、施工業者が決定いたしました。

続いて、行事予定については記載のとおりとなっております。

因北小学校及び重井小学校並びに瀬戸田中学校の体育館の非構造部材耐震改修工事については、それぞれ工程どおり作業を進めております。

また、中学校の特別教室の空調設備整備業務については、施工業者が決定いたしましたので、施工業者及び学校と連携を取りながら円滑に業務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村上美術館長 教育長、美術館長。美術館の業務報告並びに行事予定を尾道市立美術館から順次報告いたします。

9ページを御覧ください。

最初に、尾道市立美術館について御説明いたします。

業務報告につきましては記載のとおりですが、7月3日から9月5日まで特別展「岩合光昭写真展—こねこ」を開催しております。本展の入館者でございますが、8月24日現在で1万657人、1日当たり231人でございます。なお、昨日8月24日に1万人目の入館者を迎えました。

次に、行事予定でございますが、尾道市立美術館につきましては9月11日から11月14日まで特別展「画家とパレット 近代の巨匠たち展」を開催いたします。この展覧会は、ピカソ、ユトリロなどの海外作家に加え、梅原龍三郎や安井曾太郎など日本の巨匠たちのパレットと作品約100点を展示いたします。あわせて、当館所蔵の小林和作のパレットと作品も加え、近代巨匠たちの制作の秘密に迫ります。

圓鏝勝三彫刻美術館につきましては、9月7日から12月12日まで、特別展「圓鏝勝三 鳥の話」展を開催します。本展では、彫刻家圓鏝勝三の鳥を題材とした作品を中心に展示いたします。圓鏝勝三が飼っていたカラスをはじめフクロウやキジ、鷹など様々な鳥の作品とエピソードを紹介いたします。身近なモチーフを展覧会のテーマとすることで、より作品に対する理解を深めていただくことを目的としております。

平山郁夫美術館につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○**三浦学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。学校経営企画課に関わる業務報告並びに行事予定について御報告いたします。

10ページを御覧ください。

まず、業務報告についてですが、8月2日から8月25日までの10日間、尾道市教育委員会による学校訪問の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から中止といたしました。この訪問は、教職員の服務や児童・生徒に関わる諸帳簿の点検等を行い、法規法令に基づいた適切な学校運営が行われているかを確認することが目的でしたが、必要な指導事項については8月26日の校長会議で指導するとともに今後も継続して適切な学校運営を行うことを指導してまいります。

8月3日、県教育委員会重森参与、立田教育指導監、半田主任指導主事をお迎えし、教育長ミーティングを行いました。市教育委員会から学校における働き方改革の進捗状況、不祥事防止と人材育成に向けての取組状況、学びの変革と尾道スマートスクールの取組状況について説明し、評価をいただきました。

8月17日、教務主任研修会をオンラインで行いました。今回の教務主任研修会では、学校経営アドバイザーからの「学校経営における教務主任の役割」と題しての講話を踏まえての協議、学校経営企画から講義・演習として「不祥事根絶に向けて」、教育指導課から講義・演習として「学力向上について」を研修内容としました。

続いて、行事予定についてですが、8月26日、尾道市小・中学校校長会議をオンラインで行います。

9月6日から9月17日まで6日間、広島県東部教育事務所による学校訪問を1学期の間に実施していなかった20校について行う予定でしたが、そこには記載しておりませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から9月10日までの実施予定10校については延期といたします。

9月29日、学校経営サブリーダー研修会を行います。集合して実施するかオンラインで実施するかは新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえて判断いたします。

以上でございます。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。教育指導課に係る業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

それでは、業務報告をいたします。

8月4日に尾道市中学校リーダー研修会を実施しました。当日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、午前中のみ半日を使っての研修でしたが、市内中学校から生徒会の役員48人が一堂に会し、リーダー長の挨拶、パネル形式でのコロナ禍で中学生ができる地域貢献活動について発表が行われました。防災活動について地域と一緒に考えている学校や、小学校と一緒に交通安全を考えている学校、ポスターを作ってコロナ対応を行っている方々に感謝を表す活動など、他の学校の発表に刺激を受けている様子が多く見られました。

同じく8月4日には、尾道市初任者研修会、教職経験者5年目研修会も集まっての研修を行いました。自らの1学期を振り返ったり、学級経営や授業の進め方についての課題や悩みを出し合い、ICTを使いながら課題解決の方法を考えていきました。

中学校リーダー研修会も初任者研修会も、コロナのため開催が危ぶまれる状況にありましたが、実際に顔を合わせて話し合う研修が、協議が深まるということにつながっていたと考えています。

今後も、コロナ禍の中で様々な制限はありますが、集う研修、オンラインの研修、それぞれのよさを生かしながら研修の質を高めていきたいと考えています。

8月19日の第1回教育支援委員会では、主に小学校から中学校に入学する児童の就学について審議を行いました。適切な就学指導を行うことが、障害を持つ児童・生徒の将来の自立につながるということを踏まえ、委員からの熱心な質問や校長先生からの説明がありました。

今後、第2回を10月、第3回を11月に予定しており、引き続き適切な就学に努めてまいります。

行事予定については御覧いただいているとおりです。

以上でございます。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。それでは、スマートスクールに関わる業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

初めに、業務報告です。

8月2日に開催いたしました2回目の尾道市Chromebookつかってマスター研修会は、小・中学校の希望する教職員20人で実施いたしました。1回目と同じ内容でしたが、参加者の感想には、今後もこのような研修を継続し

てほしいというものがございました。9月から毎月1回オンラインで1時間30分程度の研修を計画いたします。各学校において希望者が参加できるようにしていく予定です。

続いて、8月4日の尾道市初任者研修会、教職経験者5年目研修会についてです。集合研修でしたが、タブレット端末を協議で使って活用いたしました。協議の内容は、初任者が1学期の困ったこと、あるいは相談したいことなどを、5年目の職員とタブレット端末のアプリを通して一緒に考えていくという内容でした。5年目の教員がリーダーシップを取り協議を進め、初任者の悩みを基にスライドを作成するという協議を行いました。

8月6日の初任者研修会は集合しての実施ができず、オンラインでの実施となりました。このように、今年度は中止とせず、オンラインにすぐに切り替えての実施ができております。

初任者研修2日目は、8月6日に初任者のみの実施ではございましたが、前回作ったグループごとのスライドの発表をオンラインで行いました。オンライン上でグループの中で協議し、発表シートを作成し、そして発表するということまで行いました。この研修では、タブレット端末の幾つかの機能を初任者が実際に使いながら協議をするように計画し、学校での授業に活用できるように進めております。

8月17日の教務主任研修会、8月25日、本日の特別支援教育講座もそれぞれオンラインで実施しております。

次に、行事予定です。

8月26日の校長会議は、オンラインで実施予定です。

図書館教育研修会、サブリーダー研修会では、どちらも研修においてタブレット端末を活用して実施の予定としております。

以上です。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ただいまの報告について御意見、御質問ございますか。

○村上委員 因島瀬戸田地域教育課ですけども、この空調設備等の整備業務というのは定期点検ですか。

○榎原因島瀬戸田地域教育課長 教育長、因島瀬戸田地域教育課長。空調設備の整備点検ではなくて、空調設備を設置する業務ということで、今年度特別教室に空調を設置いたしますので、その入札を行ったということでございます。

○村上委員 学校経営企画課ですが、教育委員会による学校訪問で諸帳簿の点検とか校長先生等のいろいろな指導ということですけども、ほぼ全部中止になっ

ているのですが、校長会で今度はするということですが、校長会もオンラインの場合はどのようにされるのですか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。ほとんどの学校で中止ということになったのですが、7校ほど訪問をしております。その中で、共通してこういうところに気がつけたほうがいいよと。おおむね適切な学校経営が、また諸帳簿についてもおおむね適切にされていると思っているのですが、共通してやはりここに気がつけたらいいよというところがございますので、そうしたところを校長先生方に校長会議で皆さんが対象になりますけども、各校に持ち帰りましてまたそういう観点から点検をしてくださいといった指導を行っていかうと思っております。

○佐藤教育長 ほかにありませんか。

○豊田委員 教育指導課に御質問いたします。

先ほど御説明がありましたが、尾道市中学校リーダー研修会が行われたということで、大変興味深く聞かせていただきました。もう尾道市にとっては20年以上の歴史を持つリーダー研修会ですよ。それで、こういうのは非常に大事に子供たちの主体的な活動を見守るという点では大事な活動だなと思います。

そこで質問したいのは、以前と比べて生徒がどのように主体的に自分たちの動きを作れるようになっているのか、課題があるとすればどういうところにあるのかということをお聞きしたいと思います。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。リーダー研修会については、先ほど言ってくださったように、もう20年も続いている活動でございます。その中で、まず子供たちに主体性を持たせるために、これまでの活動を振り返るような取組を行っています。このリーダー研修会の意義、そしてこれまでの先輩たちがどのように取組をしてきたのか。アルミ缶を集めて車椅子を提供していく、またはおのにゃんのキャラクターをつくって地域貢献をしていく、または桜の木の植樹等、これまでやってきたことを様々に振り返ることで、今の子供たちが自分たちに何ができるのかというような思いを持たせるような取組を行っております。

先ほど申し上げたように、昨年度、今年度はコロナ禍で十分に活動ができていないということでございますが、それでも自分たちに何ができるのかという視点で各学校において取り組んだことを発表することで、さらに帰って、今で言うと先ほど申し上げたように防災であるとか、それからコロナ禍で頑張っている方たちにエールを送るという取組をしてございましたけども、それらを持って帰ってまた学校で生かすということで結びとしておりますので、次にまたつ

ながっていくのではないかなと思います。

今後の課題ということですが、この取組をいかにまた全校に広げていくかということ。また、中学校だけでなく小学校にも広げていけないかということで今取組をしているところです。中学校の生徒会と小学校の児童会、中学校区でというところで何ができるのかということについて今後考えていくということが一つ大きいかなと思っています。

以上です。

○**豊田委員** ありがとうございます。

ぜひこれは、一つの子供の主体性を育てるという面において、しかも広がりを持つということにおいて小学校へ広げることいいでしょうし、隣接の中学校区といいますか、中学校への広がりを見ながら、尾道市全体がまとまって一つのリーダーシップが取れるような子供たちに育てていただきたいなあということを望みます。

以上です。ありがとうございます。

○**木曾委員** 教育指導課に質問ですけど、行事予定で第70回備後地区生徒児童発明くふう展というのが予定されているようなのですが、これはどんな作品が展示されるのかと。尾道の生徒・児童の作品というのにも含まれているのですか。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。これは備後地区ということで、尾道だけではないのですけども、福山であるとか府中であるとかそれぞれの児童・生徒が発明工夫という作品を作ったものについて応募し、そしてその中のものが展示されるということになっております。応募作品の中から、また賞を選びまして、表彰をされるということにもなっております。その表彰作品のもの等が尾道でも巡回の形ですけども展示されるということです。

以上です。

○**木曾委員** 尾道の子供の作品は、このたびは展示されますか。

○**本安教育指導課長** 毎年、尾道の子供の作品も展示されますので、今年度はまだ表彰等がないのですけども、展示される予定と聞いております。

○**佐藤教育長** これは去年か一昨年だったか、ココロの市民ラウンジで尾道会場はやりましたが、場所はそこでよろしいのですか。

○**本安教育指導課長** 確認をしますけども、恐らく同じ会場でということのようです。

○**佐藤教育長** それは主催者が、市教委ではなくてほかの備後の団体。

○**本安教育指導課長** そのとおりです。

○**佐藤教育長** ほかにございませんか。

○村上委員 生涯学習課にお聞きしたいのですが、土生公民館の旧公民館が閉鎖されて新しく落成というか、供用開始までにたしか1週間ぐらいかかっているのですか、ちょっと長かったと思うのですが、これは何か理由があるのですか。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。まだ閉鎖はしておりません。まだ使っていただける状態だと思います、現時点では。

例えば、今の時点で災害が起こって避難所になるのは土生公民館、現在の古い方の土生公民館になりますので、供用開始は9月1日から新しいほうに動きます。

○村上委員 その後のタイムラグはそんなにはないのですか。

○内海生涯学習課長 はい。そんなにはないと思います。

○村上委員 そうですか。

○内海生涯学習課長 ただ、主要なものはもう既に動かしておりますので、もう事務室はかなり動かししましたので、機能的には新しいほうに移っていると思います。

○村上委員 分かりました。

○佐藤教育長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、ないようですので、日程第1、業務報告及び行事予定を終わります。

議案に入る前に、先ほども行事報告、行事予定の中で一部新型コロナウイルス対策について触れてくれましたけれども、もう少し範囲も含めて現状と、それから今後について学校と、それから社会教育施設の関係もあると思うので、報告、今後の考え方を説明していただけますか。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。それでは、尾道市立学校の対応について報告をさせていただきます。

広島県新型コロナウイルス感染拡大防止のための集中対策重点区域として、8月6日から9月12日までの期日が設定されていましたが、8月20日からはまん延防止等重点措置区域となったために、学校の対応を文部科学省の衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式のレベル3の行動基準により各感染拡大防止対策を行うことにしています。

具体的に1つ目は、まん延防止等重点措置区域指定により、9月12日までの修学旅行、小学校1校、中学校3年生6校は延期をしております。また、引き続きこの感染拡大の状況が収まっていないうえに、その後9月中の修学旅行の

延期、小学校4校、中学校の3年生3校を決定しております。また、部活動についてでございますが、中学校、尾道南高等学校については、部活動はなるべく個人での活動とし顧問が活動に参画すること、また対策期間が終わるまでは練習試合はしないことと取り決めております。

続いて、これまでと継続する取組になるわけですが、対面授業についてはこれまでどおり対面授業を継続するというようにしております。

ただし、どの学校でも今後陽性者の確認等による臨時休業の可能性がございますので、課題の作成等、タブレット端末での対応について準備をしておくよう指導をしているところです。

さらには、宿泊体験活動、運動会、体育大会、参観日等の学校行事は9月12日までの期日についてのものは延期を決定しております。

さらに、尾道市教育委員会主催の研修、会議等については可能な限りウェブを活用するというように対応しているところでございます。

以上です。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。続きまして、これから新学期を迎えるわけですが、それに向けて幾らか話をさせていただきたいと思えます。といいますのも、8月27日から広島県にも緊急事態宣言が発令されるということで今国も動かしておりますので、今調整していることについてお伝えさせていただきたいと思えます。

現状でいいますと、保護者や市民の方からの不安の声も連日のように電話やメールをいただいております。何とか感染防止対策をしっかりと9月1日から対面授業でと思っております。その中で、やはり臨時休業、これは短期の場合、それから長期の場合が想定されるのですが、例えば感染者が確認された学校においては短期による臨時休業が想定されます。それから、現在国においては一斉臨時休業を行わないという方針を出されておられますが、これはいつどういう状況になるかも分かりませんので、尾道市においては現時点では長期のことは考えておりませんが、考えなければいけない状況もありますので、長期、例えば2週間程度のものは考えていかないといけないと思っております。

そうした場合に、これまでの紙ベースを中心とした家庭学習に加えて、タブレット端末を有効に活用して子供たちの学習を、学びを継続させていくということを考えていかないといけない。その場合に、オンラインを活用した授業というのは、なかなか今は本市の環境ではすぐには実現が難しい、そういった中でどのようなことまでがタブレット端末を活用してできるのか、県教育委員会

とも連携させていただきながら、いろんなところから知恵もお借りし、本市においてもこれまでも研究しておりますけども、そういった研究の成果も校長会に返ししながら、何とかして学びを続けていくことを考えていきたいと思っております。

それから、8月27日からは部活動は原則実施しないという方向性で考えています。ただ、これまでの緊急事態宣言等を見ても、やはり生徒の心の健康や体力の低下、これらはやはり考えていかないといけないと思っておりますので、体力づくりについては学校の状況に応じて実施を可としていきたいと思っております。ただし、教職員が活動について参画してもらいながら状況もしっかり把握していただくということで考えております。

後の方向性については、今教育指導課長が申したとおりです。

○川緒教育総務部長 教育長、教育総務部長。教育委員会所管の施設関係は、私から御説明をさせていただきます。

現在、8月20日からまん延防止等重点措置ということで、今施設等については屋内、屋外の学校施設、スポーツ施設については利用禁止、使用中止をしております。公民館についても利用中止、図書館については予約による貸出し、返却業務のみで、その他スペース等の利用は中止となっております。電子図書館を利用していただくということを推進しております。

美術館については、現在開館をしているということで、後ほど美術館から説明をさせていただきますが、現在それぞれの措置については、5月にありました緊急事態宣言、このときの厳しい措置を今既に8月20日のまん延防止等重点措置から尾道市では実施をしているということになります。

したがって、今後の緊急事態宣言についてもこれを続けていきたいと教育委員会事務局としては考えております。市の方針決定は、明日対策本部会議が開催される予定ですので、その中で説明をし、承認をいただき、決定していくという前提にはなりますけれども、現在はそういった方針を持っているということです。

美術館については、美術館長から現状等を説明させていただきます。

○村上美術館長 教育長、美術館長。美術館の現状については、私から説明をさせていただきます。

現在、市内3館、公立の3館につきましては開館を続けております。ちなみに、尾道市内のほかの私立の美術館、博物館もございしますが、尾道市立大学美術館以外は開館をしていると聞いております。

それから、県内の美術館の開館状況ですけれども、現状では広島県立美術

館、ふくやま美術館、そして私立になるのですが、福山にあるしぶや美術館さんが9月12日まで、しぶや美術館につきましては9月14日まで休館の予定としております。それ以外の呉市立美術館、東広島市立美術館、奥田元宋・小由女美術館、はつかいち美術ギャラリー、ウッドワン美術館につきましては、当館と同様に開館を続けております。

ちなみに、中国5県の県立美術館の中では、広島県を除き全て開館をしております。あと、各ほかの他県の公立美術館につきましても、いろいろ感染対策を施しながら開館を続けている美術館が多いという状況でございます。

当館につきましても、6月12日から再開させていただいておりますが、その開館に当たってはそれまでと同様に検温、消毒等の感染防止対策を徹底しております。また、混雑状況も随時美術館のホームページやSNS等でお知らせをして、展示室内の人数が増えないように、密にならないように調整をさせていただきまして、それでもなお混雑するような状況が発生しましたら入場制限を実施して3密にならないように努めておりますが、今年度は現時点で入場制限をしたことはございません。昨年と比べると入館者数は若干減っておりますので、入場制限をしておりません。

今後も、こういった感染防止対策を徹底しながら開館をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

現状と緊急事態宣言を意識した今後の考え方についてもお聞きできましたけど、今の説明に対しまして御意見、御質問ございますか。

○奥田委員 特に、学校で緊急事態宣言が27日以降出るだろうということに係って御説明いただきました。その中で、あってはならないのですが、陽性の生徒が出た場合には短期の臨時休校も考えられるということで、その中で課題の作成、タブレットの持ち帰りについて準備しておくという方針を説明されました。

本当にいつどこで、今のような感染状況であるとどこの学校で臨時休校になってもおかしくないような、そういう切迫した状況はあると思います。その中で、具体的にもう本当に準備、課題を具体的に何日分とか、どういう形で準備しておくとか、あるいはタブレットの持ち帰り、いざ明日から学校が休校になりますよといったときに、もう学校には行けないということにもなりますし、その辺のもう本当に、もしそういう事態になった場合には、すぐ対応というのはなかなか難しいので、ある程度想定しながら学校に指示を出しておくという

ことも必要なのではないかなと思うのですが、そのあたり具体的に学校にどのような指示を出される予定なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。これまでも臨時休業を経験している学校もありますし、そういった部分から学校での臨時休業の対応については常にシミュレーションをしておくようにということは毎月指導をしております。

今回はさらに緊迫具合が増しておりますので、明日の校長会議では具体例をこれまで以上に細かくお示しをした上で、タブレットではこういう活用が今の機能でできますよというところをお示ししていきたいと思います。紙ベースのものは、これまでの蓄積が各学校にありますので、そこは学校にお示ししますけれども、タブレット端末を活用した部分については、新しい部分が多いので、整理をさせていただいて、明日改めて細かに提示をさせていただこうと思います。

ただ、これまでの経験で言いますと陽性者が確認される時間帯によっては、もうタブレットの持ち帰りができないという可能性の時間帯もあります。また、土日に感染者が確認される場合もあります。そういった場合にも持ち帰りができません。ですから、そういったいろんな曜日、時間帯を教職員といろいろと共有して、対応の共有をしていただくというのも、明日改めてお願いをしておこうと思っています。

○佐藤教育長 ほかによろしいですか。

○村上委員 学校において、登校した子供たちに今まで体温チェックとか、健康シートの提出、アルコール消毒の徹底をやっているとは思うのですが、それとアルコールでの拭き掃除。今度はもうちょっと厳しくなりそうなので、ほかに何かやるとかやっていることがあれば教えてください。

それと、学校関係者の、一般企業では職域接種とか、ワクチンの件ですが、学校関係者については教育委員会としてはどのようにお考えなのか、それも教えてください。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。まず、学校の感染対策についてでございますが、これまでも尾道市とともに共通した感染対策ということで、基本の3つを徹底するというのをやるということと、文部科学省のマニュアル、レベル3を徹底して行うということを再度改めて確認しているところです。この感染対策を十分することが、校内でのクラスター、これを発生させないことにつながると私たちも思っておりますので、家族内感染はもうやむを得ないことだと思うのですが、熱があるのに学校に来ていてクラスターが起

きるとか、そういうことにはならないように御家庭への啓発を十分新学期に向けてしていくということと、やはり基本の徹底、この部分をしていくということを考えています。

それから、ワクチン接種についてでございますが、これについては本市の場合、担当部局とこれまで教職員の優先接種とかそういう議論には今のところはなっておりません。ですから、各自分の所属される市町において、年齢等に応じて段階的に打たれていると思っています。自主性に任せているという部分はあるので、どこまで打たれているかというところまでの把握はできていませんが、それぞれ教壇に立つというところで、その方々のお考えもいろいろあると思うのですが、今のところはお任せしているというような状況でございます。

○佐藤教育長 教職員へのワクチンの接種について、私自身は市長、副市長ともその件について話をしています。他県においては保育士さん、就学前の幼稚園の先生とか、そういう方に対してというのもありました。当方側から教職員への優先接種について希望ができないのだろうかという話を当然しているわけですが、市長部局ではそういった限った方への特別な扱いの接種は今のところ考えてないということでしたから、そこを受けて広島県教育委員会にもなかなか要望することというのも難しいと判断しているという状況です。

○奥田委員 先ほどの感染対策ということで、特にデルタ株などでは換気というのが非常に大切になってきているということですが、学校での換気の指導というのはどういう形、私が思いますのは、もう本当に常時教室を換気するぐらいの気持ちでやっておくほうがいいのではないかなあと、クラスター的なものが学校で発生しなくするためには、極端に言えば少々暑くても100%の換気をするというようなことが子供の安全につながるのではないかなと思っているのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。各学校の感染対策の換気の徹底ということでございますが、私も7月に結構学校を回らせていただきました。そういった中で、多くの学校は双方向、窓を開けたまま授業をされています。換気扇も常時回しています。そういった中でやられていますが、校舎の向きによっては窓側がすごく高温で、廊下側がすごく涼しいという、エアコンの風の回り具合のようで、ただそこは何とか扇風機を上で回していますけれども、そういった空調を最大限利用していただいて、子供たちの健康面も気をつけながら常時換気に努めております。

ちょっとこれは不安だなという学校も実はございましたので、その場ですぐ

指導をさせていただいてやっています。指導主事や管理主事は、学校に今行けないような状況ですけれども、行けていたときには気づきがあったらすぐ言えと言っています。これからはなかなか学校に今は入りにくい状況ですけれども、そうはいつでも必ず行かないといけない用件もあるわけですから、そういった場合には教室も少し見させていただいて、感染防止対策をしながら見させていただいて、やっぱり換気の状況とか机の配置とか、やっぱり感染防止にどれだけ学校が努めているかというのは見ながら、可能な範囲でアドバイスはしていかないといけないのかなと思っています。

○**奥田委員** 明日、校長会もあるということで、そういうところを徹底いただければ、よりいい教育環境になるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○**佐藤教育長** よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤教育長** ないようですので、次に日程第2、議案の審査に入ります。

その前に、議事進行をお諮りしたいと思うのですが、議案第42号令和4年度に使用する中学校用教科用図書の採択について及び議案第43号令和4年度に使用する広島県尾道南高等学校用教科用図書の採択については、先日の臨時会で継続審査となりました議案であり、通常ですと議事進行はお配りしている会議日程の順になるのですが、非公開審査として決定しておりますので、議事の順番を変更し、最後に審議したいと思いますので、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤教育長** そのとおりにさせていただきます。

次に、議案第44号令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○**末國庶務課長** 教育長、庶務課長。それでは、議案第44号令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてを御説明申し上げます。

議案集の15ページをお開きください。

この議案の提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書を作成いたしましたので、尾道市教育委員会教育長事務委任規則第1条第17号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるとでございます。

報告書の概要を簡単に御説明いたします。

別冊の点検評価報告書を御覧ください。

報告書の1ページですが、「はじめに」といたしまして本報告書の概要をお示ししております。

2ページでは、点検評価方法と学識を有する方からの御意見を今後の取組に生かし、教育行政を推進していくことを明らかにしております。

3ページは、教育委員会の令和2年度における活動状況でございます。

4ページから6ページまでは、令和2年度に教育委員会会議で審議された議案及び報告について記載しております。

7ページには教育委員会委員名簿を掲載しております。

8ページから10ページまでは、令和2年度に実施した施策事業について、尾道教育総合推進計画の体系別にその一覧を掲載しております。

評価点検を行った施策事業を41項目に整理いたしまして、11ページから51ページまでにわたり主要事業の取組状況や成果、課題及び改善の方向性を記載しております。

それでは、本日配付させていただいておりますが、別冊の52ページを御覧ください。

7月28日水曜日に3人の学識経験者をお招きして学識経験者会議を開催し、御意見をお伺いいたしました。学識経験者の御意見については、53ページ以降に取りまとめて掲載をしております。

総括的意見として、事務事業の点検においては何を目指しているのかを分かりやすく説明することが求められる、目的そのものが手段に取って代わられていないか、実際の活動そのものを目的や手段と混同していないかを意識して確認していかなければならないとの御意見をいただきました。

また、次期計画の策定に関して、尾道の魅力をどのようにアピールしていくかを大きな柱とする形が望ましいと思う、また重点事業、新規事業、継続事業の違いについて、記号を用いてビジュアル的にも分かりやすい構成を検討してほしいという御意見や、行政はたて糸、市民はよこ糸、この両方がうまくかみ合わなければ1つのものにならない、市民が求めていることを考えて計画を立てなければ進めていくことはできない、そのことを意識して次の計画を立てていただきたいという御意見をいただいております。

その他、個別の事業に対する意見についても取りまとめております。これらにつきましては、今後の取組に生かしてまいりたいと思います。

なお、7月にお配りした報告書案から、学識経験者会議での御意見を踏まえ修正した箇所について新旧対照表として掲載をしております。

この報告書についてですが、本日の教育委員会会議で議決をいただきました後、市議会へ速やかに提出し、ホームページによる公表を行いたいと考えております。

以上、御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に御意見、御質問ございますか。

○豊田委員 豊田でございます。

22ページのところになります。学校評価についてそこに示してありますけれども、学校評価が役に立つと感じている教職員の割合ということで、ほぼ横ばいですが、令和2年度の実績としてはやや下がっているように思います。そうすると、これは今後どういうふうになるか分かりませんが、これは是正に関わる非常に大事な項目であるかなあとも思うのですけれども、僅かでも下がりぎみですが、何か理由がありますか。あったら教えてください。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。学校評価が役に立つと感じている教職員の割合、令和元年度と比較して、御指摘のとおり若干下がっているというところがあるのですが、ここに数値が載っていないのですが、正確な数字は今手元にないのでお答えできないのですが、もう少し前のところから見たときには相当これは上がっていると捉えております。

下がった原因のところについては、申し訳ございません、細かな分析を行っていないのですが、例えば学校評価というのは学校教育目標に対してこういう目標、こういう取組をやっている、それを要は教職員みんなが共通認識をしているかどうかという指標になると考えています。役に立つということは、みんなで取り組んでいるということですので、その意味合いでほかにも教職員のアンケートを取ったりしているのですが、学校経営参画意識がどうか、そういったことも比較しながら考えておりますが、必ずしも大きく下がっていると捉えておりませんが、また細かに見ていきたいと考えております。

○奥田委員 先ほど学校評価のところに関連しまして、私もある学校の学校評価を見させていただいたのですが、それはその学校1校だけのものかも分からないのですけれども、全体的に数値目標が明確でない。

そして、もう一つ言えば、数値目標を達成させるためにどういうことをやろうとしているのかという手段がはっきり書かれていない。ですから、これの学校評価で進めていくのであれば、教員は一枚岩になれるのだろうかというの

を感じました。今の議論の中でだんだんちょっと下がっている、それはやはりそういうところのマンネリといたしますか、もう少しそこを同じような、もう何年も同じように、3年も4年も同じような目標で変化がなくて、学校が変わっているように見えないというところは、はっきりともう少し具体的な目標で、教員が目標を1つにしてやるような学校経営計画が必要なのではないかということをしっかり言われる必要があるのではないかなと思いました。

ちょっと私も1校の中学校を見まして、これは少し物足りないなという感じを持ちましたので、その辺も考えていただければと思います。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。

はい。おっしゃるとおりだと思います。

学校評価表はあくまでも評価を受けるためのツールではありますが、教職員みんなが一つになって学校を改善していくための、そのための手段として活用するべきものですから、合い言葉として「学校評価を用いて自分の学校について語っていきこう」ということを、校長先生だけではなくて教頭先生をはじめサブリーダー、それから教務主任の研修会等でもそのような説明をしています。

その中で、実際に自校の学校評価表を持ってきてお互いに見合ったりとか、あと重点化しよう、焦点化しよう、曖昧な言葉とか多岐にわたり過ぎてしまえば、本当に教職員が何をしたいか分からないという状況になります。また、数値目標もどこを目指していいか分からないという状況になりますので、そういったところを他校のものを参考にしたり、またその場で意見をもらったりしながら改善をしていくと。

また、実際に校長先生との面談を通して、こちらも指摘するところは指摘をさせていただいておりますので、中にはまだまだというところもございますが、だんだん変わりつつあると思っております。

○奥田委員 課長さんがおっしゃるとおりだと思いますので、改善をよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど少し言われた中で、例えばサブリーダー研修会のようなところで、他校を見ながらお互いが自分だったらこういうように直してみるとか、そういう議論といたしますか、幅広いそういう視野を広げて議論するというのも必要になってくるのではないかなと思います。何となくもうそこは出来上がって、そのままで毎年ほぼ変わらないような形で積み上がっている学校が多いのではないかなと思いますので、その辺をしっかりお互いが、学校がもう一回原点に返りながら刺激し合えるように教員がまとまれるような学校経営目標という

のをつくっていただければと思います。よろしくお願いします。

○三浦学校経営企画課長 はい、分かりました。

○豊田委員 もう一点、17ページになりますが、道徳教育について。

以前、尾道市が指定を受けて、どの学校も非常に道徳教育に熱心に取り組んだ時期がありました。それによって非常に効果が上がったというところもありますし、課題が残ったところもありますけれども、これを見ますと自分の住んでいる地域が好きであるということですが、これは率としては上がっているように思いますが、道徳の特別な教科として実施されている授業として、それぞれの学校で工夫が十分になされているのかどうか。

以前に、そこにある因北小学校ですか、ここが県の指定か何かを受けていたときに、国でしたか、授業に非常に力を入れてやっておられて、どの学級もどの先生も非常に頑張っておられました。こういうところをモデルにするのはとてもいいことだと思うのですが、今それをモデルにしなはずっと広がりを見せているのかどうなのか。これも今学校へ行けませんので、なかなか見れていないところもあるのですけれども、その現実、実態がどうなのかということが1点と。

もう一つ、道徳教育ですから自己肯定感であるとか、地域が好きであると同時に私が好きであるとか、私が好きであれば人も大事にできるとか、そういう自己肯定感の面で先日ある資料を見ておりましたら、中国とか韓国とかはかなり自己肯定感が高い、それに比して日本の中高校生でしたけれども、日本の学生は非常に低い。これが幾つかのデータを見たのですけれども、載っております。

それらは、道徳の時間だけではないと思うのですけれども、地域貢献活動にしてもいろんな場を捉えて子供たちが道徳的な心を持って育っていくということを、特に尾道の子供にとっては大事にしたいところだなと思うのですけれども、そういう点で最近取り組まれている道徳教育についてとか、もう少し幅を広げて道徳性を養う活動といいますか、そういったものをよく頑張っていってやる地域があれば、それもまた合わせて教えていただきたいなと思います。

以上です。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。道徳の授業については、今考える道徳、議論する道徳ということで、少し昔で言うと先生がこうすべきだ、何々しないといけないというような道徳教育から、もう自分で考える、またはみんな議論していこう、課題解決をしていこうという道徳に変えていこうとなっております。

したがいまして、昨年度はなかなか集まってということではできなかったわけですが、因北小学校での授業をDVDにして、それらを視聴することで授業研ということで道德教育の推進を図ったわけですけれども、考えるということについては道德だけでなく他の授業においても、また今おっしゃってくださったように、道德の授業だけでなく様々なところで道德性を養っていくということが求められています。

例えば、これも先ほど言いましたけれども、これまで地域貢献活動と一緒に地域の方と掃除等をしておったわけですけれども、それだけではなくて今災害という現代的な課題について地域と共に考えよう、地域と共に避難活動をしようというところで自分が役に立っている、地域が好きということを育むような動きもしております。

探究的な活動という言葉があって、今総合的な学習等でもいろいろ他の教科や他の活動と結びついて自分たちで考えて課題解決をしていく、そのことが自分たちの自己肯定感や課題解決力や情報収集力や地域とのつながりに生かしていくということをやっておりますので、道德に限らず今のような取組を通して道德性や自己肯定感を育む、そういう教育にしていくように今指導をしているところでございます。

以上です。

○佐藤教育長 ほかにありませんか。

○木曾委員 19ページの生徒指導の充実のところですけど、この中でいじめ解消率が平成30年度からほとんど100%、令和2年度の実績で小学校94.2%、これは何をもって100%、いじめがなくなったら100%、発生したものが一応解決、仲直りできたかというか、それを100%としているということですか。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。このいじめの解消率につきましては、いじめとして上げられた報告に対して3か月間、期間を決めてその後このいじめが解決をしたかどうかという、そういう追跡の報告を学校に求めております。その過程の中で、一応解決をしたという判断をしたもので100%となっています。

ただし、令和2年度実績の中で94.2%とありますけれども、なかなか解決をせずに不登校になる子供さん、または解決をしたと見えても、やっぱり同じようなトラブルがあるということもございますので、ここのいじめの解消率は常に気を配っていくわけですが、それだけではなくて子供たちをしっかりと見ていく、また未然防止に取り組んでいくという一つの指標ということで考えているところです。

○木曾委員 3か月という期限を区切ってということですが、課題の中で、3つ目です、「問題行動発生時における初期対応のまずさ等からいじめ等の事案が長期化し」となっています。長期化したときには解消率100%にはならないと思います。一見解決したように見えてということで、解決してなければ100%にはならない。目標として100%というのにはあり得ると思うのですが、実績として100%というの現場としてあるのかなというのが疑問です。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。先ほどの3か月間と言ったのですが、いじめが解消したと学校が把握をして3か月間何もなければ、いじめが一応解消したとなっておりますので、今言ったように、本当に解決したのかどうか、またそれが今課題として一回解決したと見えても、また学年が変わって出てきたりする場合もございます。

例えば、小学校で一応解決したと報告は上がってきた事案が、中学校の1年生でまた実はあのときということもあったりするということもございますので、それは一応今のような制度として100%にはなっておりますけれども、これが全てではないと思っております。

○村上委員 さっきの件ですが、解決したというのは当然当事者も解決したということを申述しているというか、言っている。学校も解決したと評価したということです、学校だけということです。

○本安教育指導課長 学校が解決したとしておりますので、基本的には学校が解決したと判断するという事は、いじめの加害者も被害者も一応一旦は解決をしたということでございます。

○佐藤教育長 委員さんが納得されていない。

○木曾委員 なかなか理解をするのが難しい。現場と感覚が違うと思うので、申し訳ないのですが、解消というのはゼロになって解消だと思います。またということは解消できてないと思います。そこは100%ではなく実態に見合った数値、実績数値を上げないと、今後の対応の改善というのがないと思います。解消したら、それはそれで成功なので正しい対応になってしまうと思います。それが繰り返したら、いじめはなくなら……。いじめってゼロにはならないと思うのです、正直。その都度、対応の仕方も変わってくると思うのですが、この数字を見ると100%解決を毎年しているということであれば、いじめの問題は尾道市では基本ない、発生してもいつも解決しているから大丈夫と見えてしまうのですが、どうですか。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。ここでのいじめの解消率というのは、ある程度集計をするときに基準をつくらないといけないので、その基準に

基づいて、これは文部科学省や県もこういうことを数値として上げているのですけども、それに基づいてしています。

ただ、100%ということにはなっていますけども、それで教育委員会も学校も安心しているという状況ではありません。これはもう、いつでも起こり得ることです。起こしてはいけないのですけども、起きた場合にはやはり被害者の立場に立って最大限解決に向けて、近年複雑化していますから、教育委員会も一緒に中に入って解決していくという事例が多いのですけども、そういった細やかに状況も把握し、解決に向けて関係者が最大限努力をした中で解消に向けて取り組んでいくということは今後もしっかりとやっていきたいと思えます。

この解消率の部分は、ある程度の基準に沿って集計していますので、これを行うのみに私たちもしているわけではございませんので、今後こういう指標の表し方がいいのかも含めて、これだったら市民の方が見られたときに、今木曾委員さんが言われたような、本当かということもあると思えますので、そういった面も含めまして今後事務局での検討課題とさせていただければと思います。

○木曾委員 26ページの先生方の勤務時間の関係ですけど、80時間を超える教職員の割合ということで、やはり目標達成できてないということですが、これは部活動だけではないのですよね、部活動が長時間になるということを原因の一つに上げられていますけど、今先ほどのいじめの対応であるとか、働き方改革をしていろいろ対策をされていますけど、それでも80時間を超える勤務というのはかなり御負担が大きいと思うのですけど、現場としてはどうなのか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。令和2年度の実績で6.5%と、今年度が3%、4%ぐらいのところまで推移していると思っておりますけども、おっしゃるとおり部活動が一つの要因であることは、中学校においては間違いない。その他に前回の教育委員会会議でも御説明いたしましたけども、教頭先生、ほかにも主任であるとか特定の教職員に偏る傾向があります。また、この学校は少し傾向として多いなど、この学校は非常に効率的な仕事をしているなというところがあります。

そうした視点においても我々は見ているわけですが、今一つ学校に強く言っているのが、業務改善については相当進んでいると。あとは、学校風土を変えていこう、効率的に仕事を進めていこうとか風通しのいい学校づくりでありますとか、あるいは時間とちょっと関係がありませんけども、やらされ感ではなくて自分たちから仕事を創造的につくっていく風土であるとか、そういった

ところを全体にも指導していきながら、ある学校だけが遅いとか、特定の人だけが遅いとか、仕事の平準化もありますしといったところの指導、それから個別にも校長先生の面談を通しまして、気づきのある学校については個別の指導も今後行っていきながら、何とか80時間ゼロ%の目標に、今年度末が一旦の区切りですので、していきたいなと思っております。

以上です。

○**豊田委員** それと関連するのですけれども、生徒と向き合う時間が増えたか減ったかというのがそこにあるのですが、この働き方改革と相伴って出てきたのが、生徒に向き合う時間が非常に少ないと。だから、改革を進めてしっかり個に応じた指導をしていこう、見ていこうということが大前提として上がっていたと思います。そのあたりが、働き方改革でパーセンテージは少し少なくなってきたと。

部活もあると思うのですけれども、児童・生徒が満足度として先生方に大変向き合ってもらっているとか、以前よりそういう時間が増えたとか、そういう生徒の内面といいますか満足度といいますか、そういうものを少しどこかにアンケートか何かで取っていくと、相関性を見ていかないと、ただ形式的に勤務時間が、働く時間が少なくなってきたということだけではなくて、教育の現場ですからそういうところも併せて調査していく必要があるのではないのかなと。

これが学力を、例えば尾道の子供たちの学力も少しずつ上がっていますよと、それから満足度も増していますよというところが相関的に出てくるようなシステムといいますか状況をぜひつくっていただいて、統計か何かを取ってもらったらいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○**三浦学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。御指摘のように、子供に向き合う時間、これは80%以上を目標にしてやってきましたが、あくまで教員の立場からその時間を確保されているという捉えの指標でございます。今委員さん、子供が、先生が向き合ってくれていると感じるところの相関とにおっしゃったのですけれども、今の働き方改革取組方針が令和3年度末までが一つの期間となっております。令和4年度以降の働き方改革取組方針を検討していく段階に入ります。その中で、今御指摘があったような質問が入るかどうか、いろんな視点からこれから検証させていただきまして、また来年度何ができるかということは検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**佐藤教育長** 話の腰を折って恐縮ですが、非常に貴重な意見をいただきました

が、今日この議案として出させていただいているのは、今回まとめていく評価報告書は学識経験者の知見もいただきました。この表現を、今日ここで審議をいただいたら今月末には議会へ提出していくという作業が入ってきます。

ちょっと整理をさせていただきたいのです。今貴重な御意見もいただいて、今後の施策や事業について考え方を反映させていくということについては、私自身も当然にそう思いますし、直していくことにさせていただければと思いますが、今回どうしても今御意見、御質問にあったものが今回のこの報告書において修正を加えなくてはどうしても報告書として成り立たないというお話であれば、これは今日この場の中で結論に至らない、例えば教育長の私に文言についてはその趣旨を反映してあずからせていただけるかというところで収められる問題と、それはそうではないものと。この期では収まらないので次回の審議で修正を加えて、それをもって議案とし議決していく、採決していく、そういうことになります。

そこら辺のところの部分を、まずいろいろ御意見いただきました、ここでちょっとお諮りもしたい、お諮りすることが議案として通すということになってまいりますので、ちょっとお諮りしたいのですが、そのあたりはどうでしょうか。当然、次の施策とか事業には御意見は当然に反映させていくということはお約束したいと思います。だけど、この計画書が成り立たないのでは困るので、もしそのあたりについてどうしても修正、今おっしゃっていただいた、例えばいじめの解消率のところの部分は、例えばどうしても今回の部分であっても率としてこの部分はもう一度、例えば再検討が要るということであれば、そこは検討をさせていただいてということにもなるので、そのあたりはいかがでしょうか。

○村上委員 おおむね妥当だと私は思いますけど、ちょっと1点よろしいですか。

○佐藤教育長 はい、どうぞ。

○村上委員 23ページの令和3年度の目標で、協議の実施と書いているのですが、これは一応協議をどのような形でいつ頃するのか、もし計画があれば。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。23ページですね。

これについては、現在事務局内部で様々な学校の在り方について3小学校と2中学校、さらに山波小学校も加えた2中4小でどのような学校の在り方ができるのかというのを、久保中学校区、長江中学校区、2中学校区で今考えているところです。

当然、事務局側の考えというのは教育委員さんにも見ていただきながら、ま

た声も十分聞かせていただきながら進めてまいりたいと思いますが、現段階のところでは教育委員さんのところにお示しできるようなとこまで整っていないというのが現状でございます。全然考えを事務局が進めていないということはありません。いろんなことを想定しながら、今資料整理等もさせていただいておりますので、また時期が参りましたらお示しさせていただきたいと思っております。

○**奥田委員** 豊田さんの先ほどの御意見ですけど、私一委員としましては、もう基本的にはこの評価報告書はもうこれで決定いただいて、今後何点かのところでまた生かしていただければという思いで発言させていただきました。

○**佐藤教育長** それでは、当然貴重な意見をいただきましたので、今後の施策や事業の展開、そういった部分に反映させていただくということで、議案第44号を採決したいと思います。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤教育長** 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

貴重な御意見については、当然次回の部分に反映をさせていただきます。

次に、議案第45号選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○**内海生涯学習課長** 教育長、生涯学習課長。それでは、議案集16ページを御覧ください。

本案は、教育委員会規則の一部を改正するに当たり教育委員会の承認を求めらるものでございます。

提案理由は、土生公民館の移転及び開館に伴い、選挙運動等に使用する個人演説会場を変更するための規則改正となります。

内容につきましては、19ページの新旧対照表を御覧ください。

この規則は、公職選挙法施行令第119条第1項の規定により、個人演説会等開催のために必要な設備の程度を定めているものでございます。ここに記載しておりますように、新しい土生公民館の大ホールを個人演説会の会場とし、会議室を弁士控室に変更するとともにトイレの場所を指定し、それぞれの部屋の照明や備品など設備の程度について定めるものでございます。

規則の施行日は、令和3年9月1日といたします。

御審議の上、御承認を賜りますようお願いをいたします。

○佐藤教育長 それでは、御意見、御質問ございますか。

○村上委員 この表の右側の数字は、単位は何でしょう。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。照明の程度についてですけど、上部が略されていますので、190.68、ここは平方メートル、それから422となっているところはワット数です、それから次の39となっているところは灯数、1灯2灯、明かりの数です、39灯ということでございます。

○佐藤教育長 これは提案のものとして正しいのか、漏れがあつて修正を加えて提案しなくてはいけないのかというところも含めた御指摘だったと思うのだけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。これはこれで正しいのですが、多分元の規則がないので、多分それと見比べないと分からないようになっていると思いますので、今後確かにこれだけを見るとそれが何の数字なのか分からないというのがあるので、少し工夫は今後していきたいと思いますが、今般はこの改正案でお願いできればと思います。

○佐藤教育長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

今の部分は、また検討も含めてお願いします。

次に、議案第46号令和4年度に尾道市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。20ページを御覧ください。

議案第46号令和4年度に尾道市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について御説明いたします。

本議案は、令和4年度に尾道市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による図書について、令和4年度の尾道市立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針に基づき、別紙のとおり採択をしたいので、教育委員会の承認を求めらるものでございます。

特別支援学級の児童・生徒の教科書は、学校教育法、学校教育法施行規則に

より、障害の程度に応じて他の適切な教科用図書を使用することができることとなっており、当該学年の教科書を使用するもの、下の学年の教科書を使用するもの、文部科学省の著作教科書、いわゆる星本と呼ばれるものを使用するもの、一般図書と呼ばれる県教育委員会がホームページに掲載した令和4年度使用教科用図書の選定資料に登載された図書を使用するものがあります。

今回は、この令和4年度使用教科用図書選定資料に登載された図書の中から、各学校が児童・生徒の個々の障害の実態を踏まえて適切な教科書を選定し、申請をしてきたものの一覧です。

もう少し具体的に申し上げますと、特別支援学校の教育課程を選定し、知的に障害のある児童・生徒には絵が主になっているもの、漢字にルビが振ってあるもの、字の大きさが大きいもの、イラストで理解が深まるように工夫してあるもの、こういった図書の中から個別に障害の程度に応じて各学校で選定をしてきたものの一覧でございます。

なお、学校から申請されたものについて、教育委員会事務局として適正であることを確認の上、一覧表として提出をさせていただいているものです。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

以上で日程第2、議案の審査を終わります。

次に、日程第3、報告に入ります。

報告第8号令和3年度尾道市立美術館への美術作品寄贈についての報告をお願いします。

○村上美術館長 教育長、美術館長。それでは、24ページの報告第8号令和3年度尾道市立美術館への美術作品寄贈について御説明申し上げます。

25ページを御覧ください。

このたび御寄贈いただきましたのは、小林和作氏の油彩「風景」ほか8点でございます。大阪府高槻市のオノコウジ氏から、令和3年7月12日に寄贈を受けたものでございます。この方は、小林和作氏の友人で文化人であった故小野

鐵之助氏の弟百之助氏の御子息です。

百之助氏は、松江市の日赤病院に勤務した頃、兄の鐵之助氏から小林和作氏を紹介され、山陰スケッチ旅行の際に自宅が拠点となり、和作氏との深い交流が始まったとのことでございます。その後、この百之助氏が松江市内で病院を開業した後も交流が続き、その当時小林和作氏から直接この寄贈申出作品を譲り受けました。

これらの作品は、病院内や自宅に展示していたため、たばこのやに等で劣化が見られますが、尾道ゆかりの作品ということでこのたび寄贈を受けたものでございます。

なお、この9点の作品は、現在状態が悪いので今後修復してからの公開となる予定で、寄贈者にはその旨御了解をいただいております。

なお、作品の詳細につきましては、別添の作品資料を御覧ください。

以上でございます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見、御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、次に移りたいと思います。

次に、報告第9号専決処分報告及びこれが承認を求めることについて（令和3年度教育委員会補正予算（第6号）要求書についての報告をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。本日配付いたしました議案集1ページをお開きください。

それでは、報告第9号専決処分報告及びこれが承認を求めることについて御報告をさせていただきます。

専決処分事項でございますが、2ページ以降、令和3年度教育委員会補正予算要求書でございます。これにつきましては、委員会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要するため、8月24日に専決処分をし、これを9月市議会へ議案として要求したものでございます。

議案集の3ページ、補正予算要求総括表を御覧ください。

補正額といたしましては、750万円を補正要求しております。この内容でございますが、生涯学習課で重井公民館のエアコン取替え修繕に係る予算でございます。

重井公民館は、災害時2次避難所に指定されていることから、緊急に修繕する必要があるため専決処分をしたものでございます。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見、御質問ございますか。緊急を要したので、申し訳ございませんが専決をさせていただきました。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 次に、報告第10号専決処分報告及びこれが承認を求めることについて（令和3年度教育委員会補正予算（第7号）要求書についての報告をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。議案集5ページをお開きください。

それでは、報告第10号専決処分報告及びこれが承認を求めることについて御報告をさせていただきます。

専決処分事項でございますが、6ページ以降、令和3年度教育委員会補正予算（第7号）要求書でございます。これにつきましては、委員会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要するため、8月24日に専決処分をし、これを9月市議会へ議案として要求をしたものでございます。

議案集の8ページ、令和3年度教育委員会補正予算（第7号）要求総括表、歳出の一番下の行を御覧ください。

補正額といたしましては、総額で3億1,355万4,000円を補正要求しております。9月補正では、特に急を要するなどいろいろな事情が生じて9月という段階で補正をしたものを御説明させていただきたいと思っております。

7ページ、令和3年度9月補正予算（第7号）の概要、下の段、歳出の項目が、こちらが今回の主な内容でございます。これについて順次説明をさせていただきます。

まず、教育委員会の庶務課でございます。

学校教育施設整備基金積立金は、将来の教育施設の整備に備え、基金への積立を行うものでございます。当初より積立を予定しておりましたが、予算全体的な財源の関係で予算化することが当初はできておりませんでした。このたび、9月補正において積立ができる状況になったということで増額補正を要求したものでございます。

次に、歳出のスクールバス等運行委託料と歳入のスクールバス負担金は、いずれも土堂小学校通学対策に関わるものでございます。歳出のスクールバスの運行委託料でございますが、当初はバス3台で送迎を行うということを予定しておりましたが、学校の授業の終了時間が曜日ごと、学年ごとに異なり、乗車人数の割り振りにおいて1台の増便が必要になったものでございます。このため、運行委託料の増額補正を行うものでございます。

また、歳入のスクールバス負担金につきましては、通学対策バスを利用する方のうち、通学対策バスを利用することで今まで負担していた交通費が不要となる方に対し、徒歩通学者や保護者送迎車との均衡を図るため、負担金を徴収する制度を導入することとしたものでございます。

次に、屋内運動場照明等落下防止対策委託料につきましては、土堂小学校の仮校舎移転に向けて、隣接する勤労者体育センターを使用する必要がありますが、児童が使用するに当たり施設の安全性を高めるため、照明や体育器具の落下防止対策を行うこととしたことに伴う増額補正でございます。

続きまして、園務改善システム使用料についてでございますが、これは市内の公立幼稚園におきまして教職員が行っている事務作業を効率化、ペーパーレス化することを目的としてシステム導入をするための補正予算要求でございます。

本市では、かねてよりスマートシティー推進に向けて取組を行っており、公立幼稚園におきましても教職員の事務改善及び保護者の利便性を重視し、園務改善システムを導入したいと考えております。システムを導入することで指導案や日誌、連絡簿、発育記録簿等、園児ごとの日々の成長記録を一元化することで全ての教職員で共有することが可能となります。

また、保護者に対するお便り、臨時休園のお知らせ等をペーパーレスで迅速に通知することができるのと同時に、日々の幼稚園での様子を動画で共有することも可能となります。その他にも、教職員や保護者にとって利便性の高い機能があり、近隣で導入している幼稚園からも好評であると伺っております。

なお、今年度の事業費の4分の3については広島県からの補助の対象となっておりますので、歳入予算も併せて計上しております。

次に、教育指導課でございます。

道徳教育推進拠点地域事業でございますが、広島県の委託事業として向東中学校区において実施することが決定したことに伴う補正でございます。この事業は、道徳観を要とし、各教科等を通じた道徳教育、主体的、対話的で深い学びを促す指導方法や道徳観を踏まえた評価に関する実践研究などを行います。

公開授業等の外部講師招聘に伴う謝金や研究会等への参加旅費、資料作成に係る経費を計上しております。事業費は広島県から委託料として支出されるため、歳入予算も併せて計上しております。

著作権使用料（授業目的公衆送信補償金）についてでございますが、授業目的公衆送信補償金制度は、管理団体であるSARTRASへの児童・生徒数に応じた補償金を払うことで、インターネットによる授業で使用する教材のイラ

ストや動画、音楽などの著作権に伴うものについて許諾を必要とせず利用することができる制度でございます。

G I G Aスクール構想により整備した環境をよりスムーズに使用するため、今年度分の補償金を計上しております。

以上、簡単ではございますが報告とさせていただきます。

○佐藤教育長 御意見、御質問ございますか。

著作権というのは、オンライン授業をやろうとすると著作権法に引っかかるということになるから、その分を予算要求したということでもいいのですか。今の説明だけではよく分からなかったなので、もうちょっと説明してもらえますか。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。授業目的公衆送信補償金制度について御説明させていただきます。

これにつきましては、平成30年5月の著作権法改正で創設された新しい制度でございます。G I G Aスクール構想により、授業教材が紙による印刷物からインターネット等による画像配信に変化していくに当たり、使用するイラストやドリルの問題等の著作権が問題となってまいりました。

これまで、著作物を授業で使う場合には、例外的に学校内限定での使用は許されてまいりましたが、著作権法改正により、配信を行う場合については授業目的の有無にかかわらず著作者への許諾、使用料の支払いが必要になるということになりました。

しかし、授業を行う際に逐一このことについて使用料などの交渉を行うということは困難なため、このS A R T R A Sという新たに設置された団体が著作権者に分配する仕組みというものができているということです。そのために、この団体に向けて授業目的公衆送信補償金制度を払うことにより、著作物を教育機関でスムーズに使用することが可能となるという制度になります。

これにつきましては、小学生については1人当たり120円、中学生については180円を年額で支払うことにより、オンライン授業を行う際に、例えば図をスライドに貼りつけたりとかタブレットで活用する場合については、もうそのことには許諾を取らずとも使うことが可能となります。

学校においては、授業の目的で必要と認められる範囲において、この著作物を公衆送信することができるということで、この制度に加入するという、補償金を払っていくということで今回上げさせていただいております。

以上でございます。

○佐藤教育長 ということは、これから毎年額が発生するのだらうと思うのです

けど、今126万4,000円、これは年額で、月割りになっているわけではなくてこの額が年額ということよろしいですか。

○石本主幹（スマートスクール担当） はい。この額が年額でありまして、もう年額ですので4月に遡って今年度分は払っているということで取り扱っていただきます。

○奥田委員 家庭と学校と、もう実際に授業が今年度行われるのでしょうか。オンライン、もう実際に使われるのでしょうか。実際、オンラインはなかなか普及が難しいというようなことがありましたけども、実際に今年度もう見通しとしてオンラインで授業をされるということですか。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。授業というところについては、そこまでのところになるかどうかはまだ分かりませんが、2学期以降は、今1学期までにつきましてはタブレットを持ち帰ってオフラインで全校使うというところまで実施ができております。これからにつきましては、Wi-Fi環境があってつなげる家庭についてはどんどんWi-Fiにつないでいっていただいて、学校と家庭と課題を共有していくなどのことを進めていくということが始まろうとしているところでございます。

ただ、オンラインでの授業になるということになると、そこについてはこれからということになりますので、今年度中に試してみるというところまではいこうかと考えております。ですが、今段階でできているかどうかというところ、そこまではできていない状況です。

以上でございます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

以上で日程第3、報告を終わります。

それでは、これより非公開審査に入りますけど、その前に議案以外のことで、その他として委員の皆さんから何か御意見、御質問があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより非公開となりますので、関係者以外の退席をお願いします。

暫時休憩します。トイレ休憩も含めて5分程度、30分ぐらいから始めたいと思います。

午後4時23分 休憩

午後4時29分 再開

○佐藤教育長 再開いたします。

それでは、前回に継続審査となっておりました議案第42号令和4年度に使用する中学校用教科用図書の採択についてですが、本日の会は8月16日の第9回教育委員会臨時会における選定委員会会長からの審議結果の報告と質疑の内容を受けて審議を行い、中学校社会（歴史的分野）の教科用図書を決定していくものです。

それでは、確認の意味で前回の会議の内容を事務局から報告をしてください。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。それでは、社会、歴史について報告いたします。

信木会長からは、選定委員会において審議した東京書籍と自由社について詳しい説明をいただきました。

東京書籍の特に優れている特徴は、国宝、重要文化財、世界遺産、世界の記憶、無形文化遺産の資料にマークをつけ、文化遺産を分かりやすく示しています。大項目の導入において、絵図や写真を示し、人物や事象のイラストを用いた年表を掲載することで主体的に学習に取り組めるよう工夫しています。また、探求の課題、探究のステップにより、生徒の問いを喚起し、主体的な学びが行われるように工夫されています。QRコードを活用した学習コンテンツなど、本文以外の記述に工夫があり、学びを深めたり広げたりする効果を持たせています。話し合い活動をみんなでチャレンジというタイトルで設定し、毎時間説明する活動、トライが示されており、主体的な学びを促しています。

自由社の特徴は、問いかけで追求する課題を示し、学習課題に対応した学習活動を示しています。教科書の見方を示し、学び方の具体例及び体験的な学習を実施するための工夫を示しています。我が国に影響を与えた世界の歴史についての学習内容を充実させています。説明する活動を各ページ章末に設定しています。しかし、QRコード等の掲載がなく、ICTを活用した学習コンテンツに対応していません。

これを受けて、教育委員会として質疑に移りました。

質疑では、大きく4つのことが話題になりました。

1つ目は、歴史に対する見方。どうして歴史を学ぶのかに対する考え方についてです。

会長からは、東京書籍はSDGsなど人類の存続に関わる大きな問題を念頭に置いた上で歴史を学ぶというアプローチをしている、自由社は日本の伝統から世界の歴史を見るというコンセプトである、そこに両者の違いがあるという

回答でした。

2つ目は、子供たちが学ぶ上での学び方についてです。

東京書籍は、どんな手順でどのように学んでいけばよいかを示している。自由社は、学習の結果の具体例を示している。課題解決的な学びの課程を説明しているという点で、東京書籍は評価できるという回答でした。

3つ目は、言語活動等における考える視点についてです。

東京書籍は、具体的に考える際の視点を示しているという点において評価できるということでした。

4つ目は、デジタルコンテンツについてです。

東京書籍は、QRコードを用いて他教科の資料や動画などのデジタルコンテンツにアクセスすることができるようになっており、資料の見せ方に工夫があり評価できると回答がありました。

以上で社会、歴史についての報告を終わります。

○佐藤教育長 では、審議に入りたいと思います。

御意見等をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○村上委員 東京書籍と自由社を比べてみました。先生方に意見を求めるものではないのですが、自由社にデジタルデータがないというのは致命的なのかなと思います。

ただ、いろいろを比べてみると、例えば人権問題については全国水平社の記述が両者あると、写真も両者載っている。杉原千畝と樋口季一郎については、自由社にはあるけども東京書籍は杉原千畝しかない。日本人拉致の問題、北朝鮮による拉致の問題は、東京書籍については4行しか、こういうことがありました程度しか載っていないで、自由社は多くの日本人が不当に拘束されていると、21行あります。東京書籍は4行。あと、現在進行形の、拉致の問題も現在進行形ですが、チベット、ウイグルの問題については、自由社は重大な人権問題と捉えているのですが、東京書籍には全くその記述がない。SDGsは、東京書籍にはあるけども自由社にはありません。

そういった、ちょっと見る方向が違う。表から見たり裏から見たりして、両者ちょっと性格が出ていると思いました。

それと、ぜひ子供たちに読んでもらいたいところが、八田與一の記述とエルトールル号については自由社のほうが、ボリュームがあって、東京書籍のほうは非常に扱いが小さいと思いました。それと、朝鮮出兵については、東京書籍は朝鮮侵略と書いていて、自由社は朝鮮出兵と。だから、どちらの視点で見るとかという感じで、ちょっと違う。

どちらがいいとか悪いとかじゃなくて、両方検定を通過しているので、中身は両方別に悪いということはないのでしょうか、あとそういった感じで、例えば百姓一揆の問題についても、東京書籍は連帯責任を負わせましたという形で、自由社は団体交渉が一般的でしたというような形です。日韓併合についても、東京書籍は朝鮮の文化や歴史を教えることを厳しく制限しましたという記述に対して、自由社は土地調査、学校開設、日本語、ハングル文字を導入した教育をしたというように、ちょっと見る目、両方間違いではないのですけれども、視点が違うのではないのかと思います。あと、南京事件については、自由社は記載がない。

やはり、さきの大戦のことについて、コミンテルンとか通州事件は外せないのではないのかと思うのですけれども、東京書籍は全くない。南京事件は、自由社はないのですけれども、東京書籍は多数の中国人を殺害したと。多数とは300万人か何人かちょっと分からないので、そこら辺も先生次第かなと思いました。あと、創氏改名については、東京書籍は氏名の表し方を日本式に改めさせるという記述だったので、自由社には日本風の氏名を強制することはありませんでしたという。創氏は義務、改名は自由意思でしたという形で、両方読んでみると見る視点が、あとは好みの問題かなと。どちらの教科書を使わせたいかという問題かと思います。

ただ、私としては自由社のいろいろな、もっと知りたいとかというところに伊能忠敬とか二宮尊徳とか日本の近代化とアイヌとか、そこら辺が載っているので、読み物としては自由社がその部分は優れているのではないかなと思いました。

以上です。

○佐藤教育長 ほかに御意見はどうでしょうか。

○木曾委員 歴史に対する見方ということで、信木会長からも御説明をいただいて、その両者の違いというところの、グローバルな視点でいくと、客観的というか俯瞰的な視点で歴史を見るというと東京書籍のほうが適しているのかと見えました。私もやはり両者を比べて、こちらがすごく劣っているとは見えなかったのです。どちらも、こういう見方があるのだなと見比べはできたのですが、今中学生が歴史を学ぶ上で、やはりグローバル的な考えとか歴史の見方とか、あとSDGsです。ああいうところを学ぶ上で、学校現場で、やはり東京書籍のほうが学びやすいのかなという印象を受けるのですが、教えやすいのはどうですか、先生方はどちらの視点で今授業を進められているのでしょうか。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。どちらの部分でというのは、自由社を使った授業はしておりませんので、難しいのですが、ただ言語活動であるとか、それからQRコードを用いてというのは、東京書籍はかなり現代的な授業のスタイルに適して、意識をされているのではないかなど。他の教科を意識した、他の教科とのつながりも意識したという意味では東京書籍が意識をされて、先生方も進め方であるとかQRコードの対応については共通のやり方のできることはあると思っています。

○**豊田委員** 前回いろいろ会長からもお話がありましたが、1つは歴史学習を通してどのような主体的な子供をつくっていくのかという、そういう視点に立ったときには、前回にも言わせていただきましたけれども、歴史学習をやった後、それを部分部分でまとめていく、そのときにまとめ方の手法というものを幾つかクラゲチャートとかこの前申し上げましたけれども、ステップチャートとかいろんな方法を使って歴史学習をまとめていって、自分なりにどういうふうに発展していくのかという主体的な学びが東書では十分に示してあるかなど思いましたし、それから地域の歴史を調べてみようというところもありましたけれども、歴史学習を通して事実だけを知って覚えていくというのではなくって、それらを活用して自分たちがどのように学び、歴史を発展させていくのかという視点から考えていったときに、少し自由社と違いがあるのかなど思いました。

だから、新しい指導要領にのっとった子供の主体的な学びを大事にしていこうという観点では、東書がいいのかなということを私も思いました。内容的には、先ほど村上委員さんがおっしゃっていましたが、もっと調べてみたいこととかもっと知りたいこととかというあたりに、法隆寺をつくった西岡常一さんですか、あの方のこととか、子供たちにぜひ知らせたいな、読んでもらいたいなという読み物は非常に興味のあるものがたくさんあったように思いました。

だから、それをどういうふうに、どこに視点を置いてどういうふうに教科書を通して学ばせるかという点では、東書がいいかなあという気がいたしました。

以上です。

○**奥田委員** 私も、前回信木会長さんが端的に言われたように、1つの東京書籍の場合はグローバル的な視点で記述が統一されている、自由社の場合には少し伝統的なものをしっかり重視しているという特徴がある、まさにそのとおりだなと思いました。

その中で、今後どちらの教科書が子供たちにふさわしいかということを考えますと、私はやっぱり歴史を考える考え方というか、主体的に歴史を学ぼうとするその仕掛けが、いろんな東京書籍のほうが優れているように感じました。歴史的な事実というのは、本当に物すごく長い中でたくさんの事実がありまして、それをある程度かみ砕いて自分のものにしていくという、そういうトレーニングをしながら歴史観というものを一人一人の生徒が身につけるのだらうと思うのですが、やはりある程度高い、日本だけではなくてグローバルに、他の国から見てそれはどうだったのだらうかという、そういう視点がこれからはもっともっと求められるような時代になるのではないかと。多元的な価値観といえますか、そういうものにも耐えられるような多様な見方ができるような子供ではないといけないのではないかなあとと思います。

そういう点では、いろんな学習の考えてみようとか、いろんな場面でそういうものをしっかりトレーニングするような手だてができてるように、東京書籍の場合は評価することができるかと私は考えております。

○佐藤教育長 意見とすれば、ほぼ出尽くしたのかなと思います。

未来プラン2の中で、特に我が国や郷土に誇りを持ってというようなところもありますけれども、そういった部分でいえば自由社の、自国のという視点のところは自由社のほうが勝っているのかな、そういうふうにも思っていますし、東京書籍のほうはそれにグローバルとグローバルの両面のところをバランスを取りながら教科書作りをしてきているのかなと思いましたし、やっぱりICTのところの部分のQRコードなんかの活用の部分も、やはりこれからの子供たちの学習という意味では東書のほうが優れたのかなと思っています。

一応、意見として出尽くしましたので、どうでしょうか。決を採らせてもらうということにいたしましょう。

それでは、まずは東京書籍からいきたいと思いますが、東京書籍の教科書のほうがいいと思われた方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○佐藤教育長 挙手多数ということで、東京書籍の教科用図書に決定させていただきたいと思います。

それでは次ですが、次に議案第43号令和4年度に使用する広島県尾道南高等学校用教科用図書の採択に移りたいと思います。

こちら継続審査ということで、本日の会では8月16日の第9回教育委員会臨時会における尾道南高等学校校長からの審議結果の報告と質疑の内容を受けて審議を行って、広島県尾道南高等学校で使用する教科用図書を決定いたしました。

いと思います。

それでは、確認の意味で前回の会議の内容を報告してください。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。前回の会議において、尾道南高等学校中野校長からは、尾道南高等学校の概要や育成したい生徒像についてまず御説明をいただきました。

育てたい生徒像では、尾道市立の唯一の夜間定時制高等学校として社会人基礎力を身につけ、生きる力を持って卒業してもらいたいこと。入学前に不登校や学力不振等、様々な状況にあった生徒が、学び直しや、さらに次のステップに進み、生涯にわたって学ぶ意欲を持ってほしいということなどの説明がありました。

次に、教科書選定会議のメンバー等についての説明、そして新学習指導要領と現行学習指導要領における学習過程の違いについても説明をいただきました。

新学習指導要領については、来年度からの全面実施に向けて、新1年生が新課程となり、全ての教科書が変わること、新2年生以上は旧課程であり、基本的に継続した教科書の活用について支障がないということ等について説明がありました。

その後、会議において主として新課程になる新1年生の教科書について詳しく説明を求めることを確認し、校長から選定会議において選定された教科用図書のうち新学習指導要領に基づく新1年生が使用する9教科の教科用図書について詳しい説明をいただきました。

それでは、現代の国語について報告をいたします。

中野校長からは、選定会議において3者について審議した結果、特に特徴的であると評価した第一学習社について詳しい説明をいただきました。

第一学習社の特徴は、B5判になっており、大きめであるのでレイアウトがゆったりしています。生徒の実態に合った作品の掲載がありました。対比、具体と抽象、推論といった論理の展開について学ぶ章立てがあります。カラー写真が豊富に掲載されているなど、視覚的な工夫がありました。

これらの説明を受けて、審議に移りました。

審議では、大きく次のことが話題になりました。

それは、尾道南高等学校の生徒についてです。

学び直しということがあったが、どのようにしているかということについて、教科書以外にも自作のプリント等も使用しながら学んでいるという様子について説明がありました。そして、身につけてほしい資質、能力として、コミ

コミュニケーション能力を身につけさせたいということがございました。

以上で現代の国語についての報告を終わります。

○佐藤教育長 それでは、現代の国語の審議に入りたいと思います。

御意見、ございますか。

○奥田委員 子供の実態を踏まえながら、子供たちに学ばせたい教科書として、この現代の国語の教科書を選ばれているということがよく理解できましたので、この方向でよろしいかと思えます。

○佐藤教育長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、現代の国語については選定会議の報告のとおり第一学習社とすることよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、第一学習社の教科用図書を採択することに決定しました。

次に、歴史総合について説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。次に、歴史総合について報告いたします。

中野校長からは、選定会議において3者について審議した結果、特に特徴的であると評価した帝国書院について詳しい説明をいただきました。

帝国書院の特徴は、一つ一つの文が短く簡潔です。写真や図表が多く、興味関心を引きやすい構成です。歴史総合は近現代の世界史が中心ですが、日本史との比較ができるようになっているところが特徴です。

例えば、世界史と日本史の年表が並んでいることで世界の中の日本というイメージを持って学習ができます。一つ一つの学習課題が单元ごとに示されているので、1時間の授業のゴールイメージが持ちやすいです。一部、二部というように部で構成されているが、部末が探究活動も考慮した充実した内容になっている。

これらを受けて、審議に移りました。

審議では、大きく次のことが話題になりました。

それは、学びの流れについてです。

まず、生徒の興味関心を高め、それをベースとして知識、理解の習得、表現力等の育成につなげていくということが、尾道南高校の生徒に適しているということでした。

また、教科書のつくりとして、年表が上に日本史、下が世界史と、世界の中

の日本を意識したつくりになっており、世界との関連を学びやすいということ
でございました。

以上で歴史総合についての報告を終わります。

○佐藤教育長 それでは、歴史総合の審議に入ります。

御意見をお願いします。いかがですか。

○木曾委員 校長先生からの御説明にもあったように、日本の歴史の年表と世界
の年表が並ぶことで、とつても想像がしやすいとかイメージしやすいとい
うか、身近なものに感じるように見えました。とても分かりやすい教科書、年
表だなあと思ったので、子供たちも、生徒たちも学びやすいのではないかなと
思いました。

○佐藤教育長 興味関心を引くような内容だったと思います。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、歴史総合については選定会議の報告のとおり
帝国書院とすることよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、歴史総合については帝国書院の教科用図書を採択する
ことに決定いたしました。

次に、数学Ⅰについて説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。次に、数学Ⅰについて報告をいた
します。

中野校長からは、選定会議において3者について審議した結果、特に特徴的
であると評価した東京書籍について詳しい説明をいただきました。

東京書籍の特徴は、基礎的なところからの学び直しができる構成で、しかも
教科書に直接書き込みができるようになっていきます。漢字に振り仮名が振って
あり、数学以外のところをつまづきにくいよう工夫がされています。

これらの説明を受けて、審議に移りました。

審議では、大きく次のことが話題になりました。

それは、発展的な学習についてです。

ここで学び直すということをつまづきかけとして、つまづいたらつまづき放し
ということではなく、再度学ぶ機会を得て次の段階を目指す生徒がいるのかと
いう質問に対して、中野校長からはまさに尾道南高校が目指しているところは
そういったところであるという回答がありました。

また、授業の中で教員の指導のほかに支援員の先生に入ってもらい、個別

のサポートをしているという、そういうことがございました。

以上で数学Ⅰについての報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見ございますか。

○豊田委員 先ほどの説明と、前回校長先生から南高の存在意義といいますか、学び直しをしっかりとさせたいとおっしゃいました。とりわけ、数学というのは非常に系統性の強い教科書ですので、途中で分からなくなったらなかなか積み重ねができなくなっていくますよね。そういう面で、そこを非常に重視していらっしゃるということを思いましたのと、東書の該当の教科書を見せていただきまして、やはり小学校の算数、整数の四則計算からずっと入っていて、それが記録できるように、計算できるように紙面を費やしてありましたけれども、そういう点から見て、生徒が意欲的に学び、しかも学び直しをしてさらに発展していくような力をつけていくという面で、この東書の教科書がいいのではないかということを強く思いました。

それと、昔からよく言われますが、教科書を教える、教科書で教えるという助詞の使い方について言われますが、やはり南高の生徒さんにとっては教科書を教えるだけではなくて、学びやすいようにいろいろ工夫して、途中でつまづいているところからしっかり学び直しができるような指導法を考えていただきたいということを一つ強く思いました。

以上です。ですから、東書がいいと思います。

○佐藤教育長 ほかに。

○村上委員 教科書を見てみると、最初に足し算から始まって、足し算が分からない子でも、分からないといいますが、ここから始まれば教科書が半分ほど分かれば卒業しても生活には困らないだろうなという構成になっております。全部ルビも打っていますので、非常に使いやすいのではないかと思います。

ですから、この東書が適切ではないかなと私は思います。

○佐藤教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、数学Ⅰについては選定会議の報告のとおり東京書籍にすることよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、数学については東京書籍に決定いたしました。

次に、科学と人間生活について説明をお願いします。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。次に、科学と人間生活について報告いたします。

中野校長からは、選定会議において3者について審議した結果、特に特徴的であると評価した東京書籍について詳しい説明をいただきました。

東京書籍の特徴は、化学分野から始まる他者の教科書と違い、生物分野から始まっています。元素記号といったようなものから始めるよりも、身近なところから1年生の学習をスタートできるということです。

これを受けて、審議に移りました。

質疑では、大きく次のことが話題になりました。

それは、学ぶことと日常との関連や学ぶ意義についてです。

日常から離れたことについて興味を持ちづらい生徒に対して、少しでも実感として理解ができれば学びに向かうことができる。そうしたところを積み重ねて、社会の中の一員として自分が存在していることや学ぶことの意義といったことを感じさせていきたいということでございました。

以上で科学と人間生活についての報告を終わります。

○**佐藤教育長** ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

御意見をお願いいたします。

○**奥田委員** 東京書籍の科学と人間生活は、多くの他の教科書が化学分野から始まっているのに対して、この教科書は生物分野から始まっていると、そのことが南高校で学ぶ生徒にとっては入りやすいという分析をされておりましたので、生徒の実態に合った分析ということだろうと思います。身近なところから、具体的などころから学ぶ、新しい学びをスタートさせるにおいては、この教科書が理科の教科書としてふさわしいと判断されたところは評価したいと思います。

以上です。

○**佐藤教育長** ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤教育長** それでは、ほかにないようですので、科学と人間生活については選定会議の報告のとおり東京書籍とすることでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤教育長** 御異議なしと認め、科学と人間生活については東京書籍に決定いたしました。

次に、保健体育について説明をお願いします。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。次に、保健体育について報告いたします。

中野校長からは、選定会議において3者について審議した結果、特に特徴的であると評価した大修館書店について詳しい説明をいただきました。

大修館書店の特徴は、話し合ってみよう、考えてみようなどのコーナーが設けられており、新学習指導要領でも扱われている課題解決の力を育成することにふさわしい構成である。また、実社会との関連も充実している。そう考えられるということでした。

これを受けて、質疑に移りました。

質疑では、大きく次のことが話題になりました。

それは、今日的な課題についてです。

現代社会と健康にあるがん、喫煙、精神疾患などの内容についてしっかり考えていくことは大切なことであること、さらに教科書には載っていないヤングケアラーや生理の貧困といったような内容についても、保健体育だけではなく、教科横断的に様々な形で扱っていくことも必要ではないかということでした。

以上で保健体育についての報告を終わります。

○**佐藤教育長** それでは、審議に入りたいと思います。

御意見ございますか。

○**奥田委員** この大修館書店の保健体育は、特に健康問題とかそういう生徒たちが抱えているいろんな健康、喫煙、精神疾患などということが具体的に書かれているということで、精神的に体力をつけるということと、また精神的に健全な心を育てるという観点でこの教科書を評価できるということは、そういう点ではこの教科書、大修館書店はよろしいのではないかなと思います。

○**佐藤教育長** ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤教育長** ほかにないようですので、保健体育については選定会議の報告のとおり大修館書店とすることでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤教育長** それでは、そのように決定をさせていただきました。

次に、美術Ⅰについて説明をお願いします。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。次に、美術Ⅰについて報告いたします。

中野校長からは、選定会議において3者について審議した結果、特に特徴的

であると評価した日本文教出版について詳しい説明をいただきました。

日本文教出版の特徴は、表現と鑑賞を一体で学習できるようになっています。表現について、絵の元になったスケッチが掲載され、どういうふうにして作品になっているのか、感性と表現を結びつける制作過程について理解することができます。鑑賞についても、折り込みなどを使って横に長い作品もイメージできるように工夫されています。

これを受けて、質疑に移りました。

質疑では、大きく次のことが話題になりました。

それは、表現の大切さについてです。

美術に限らず、自分の抱えている思いを誰かに伝えていくという力を育成していくことが、社会に出る上でとても重要であるということでした。

また、コロナの影響で難しくなっているが、協同的な学習、ペアやグループ、また文化祭のようにクラスでの活動を通して自分を表現していく中で力をつけていってもらいたい、これまでも入学したときと卒業するときを比べて尾道南高等学校の生徒は力強さが違うと感じているが、これからも友達に優しさを感じさせ、お互いの表現活動の中で成長させてほしいということでございました。

以上で美術 I についての報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

○豊田委員 先ほど御説明がありましたし、先日校長先生からもお話がございましたが、やはり美術の鑑賞は、特に美しいものを見てそれを言葉で表現していく、誰かに伝えていく、そういう活動は、とりわけ社会に早く出るという南校の生徒にとっては非常に大事なことではないかなと思いましたが、校長先生がお勧めになられたのが大変いいと思いますし、次に表現するということでは、美術的な表現もありますし言語表現もあると思うのですが、そういう今求められている指導要領でも表現をしっかりとすることは強く求められていますけれども、しっかりそういう面では美術に限らず言語表現もこちらの学校で子供たちに力をつけてやっていただきたいなという強い思いを持っています。

以上です。

○佐藤教育長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、美術 I については日本文教出版とすることで

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 異議なしと認め、美術 I については日本文教出版に決定しました。

次に、英語コミュニケーション I について説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。次に、英語コミュニケーション I について報告いたします。

中野校長からは、選定会議において審議した結果、特に特徴的であると評価した三省堂について詳しい説明をいただきました。

三省堂の特徴は、見開き 1 ページで一つのセクションが完結するつくりになっています。本文が左側、それについての問いなどの学習内容が右側、1 時間の授業で見開き 1 ページという分かりやすい構成です。英語の一文一文が短く、また対話形式のものが多いため、実際にコミュニケーションをしやすいです。前のページで学習したことが次のページに使われており、学びの連続性が意識しやすいです。また、5 領域の活動がバランスよく取り入れられています。

これを受けて、質疑に移りました。

質疑では、大きく次のことが話題になりました。

それは、英語に関する学び方です。

まず、be 動詞などの基礎的なところからスタートしています。そして、コミュニケーションという科目なので、お互いに読んでみましょうという生徒はきちんと発声します。そして、耳からインプットされているものをアウトプットできるようにというところに着目して進めていこうと考えているということでした。

以上で英語コミュニケーション I についての報告を終わります。

○佐藤教育長 それでは、審議に入りたいと思います。

御意見ををお願いします。

○村上委員 この教科書で大変いいとは思いますが、デジタルデータで、英語ですから家に帰るとどういふ発音だったか忘れてしまう子いるのではないのかなと思うので、欲を言えばそれがあつたほうがいいかなと思います。

○木曾委員 英語は使わないとなかなか身につかないところではあると思うのですが、短い文章だからこそ発声がしやすいというか、子供たちも対話がしやすいと思います。前の単元で習ったことが次のページに載っているというところも学びやすさを感じたので、とても適切な教科書なのかなという印象を持ち

ました。

○佐藤教育長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、英語コミュニケーションⅠについては三省堂とすることによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、英語コミュニケーションⅠは三省堂に決定しました。

次に、家庭総合について説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。次に、家庭総合について報告いたします。

中野校長からは、選定会議において審議した結果、特に特徴的であると評価した教育図書について詳しい説明をいただきました。

教育図書の特徴は、グラフや資料が充実しており、それらを活用しながらの授業展開がしやすいです。コラムも充実しており、話の展開も広がりやすいです。

これを受けて、質疑に移りました。

質疑では、大きく次のことが話題になりました。

それは、実生活との関わりです。

実生活との関わりを意識させる上で、視覚的なものは非常に重要なので、写真や資料の豊富さは有効であるということでした。

以上で家庭総合についての報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

御意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○奥田委員 この教育図書では、説明もありましたが非常に身近な興味関心を引くようなグラフとか資料とかたくさん掲載されているということで、家庭総合で学ぶということは、やはり高校生にとって生活の基盤を見直すということが一番大切だと思いますし、自分のこれからの生活設計をどうするか、食生活、住居生活を振り返るいい内容で構成されているように思いますので、この教科書の方向でよろしいのではないかと思います。

○佐藤教育長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、家庭総合については教育図書にするというこ

とでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、家庭総合については教育図書に決定いたしました。

次に、情報基礎について説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。次に、情報基礎について報告いたします。

中野校長からは、選定会議において審議した結果、特に特徴的であると評価した日本文教出版について詳しい説明をいただきました。

日本文教出版の特徴は、図解編と実習編に分かれており、座学と実習の切替えがしやすい、中身がイラストを多く使用しており、興味を持ちやすい構成です。

これを受けて、質疑に移りました。

質疑では、大きく次のことが話題になりました。

それは、学校設定科目についてです。

本来、情報としては必修科目として情報Ⅰがあるのですが、尾道南高等学校ではそれを2年生からの履修とし、1学年では学校設定科目として情報基礎を設けています。これは、生徒実態としてスマホを使う生徒は多いが、パソコンを使うということがあまりないということを踏まえ、タイピングなどから始めて徐々に情報Ⅰにつなげていこうということでございました。

以上で情報基礎についての報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

御意見ございますか。

○豊田委員 学校設定科目ということで、生徒の実態に合わせて情報の基礎を1年生で指導して、それから情報Ⅰを2年生でというお話がありましたけれども、実態に即したやり方で非常にいいと評価いたします。

以上です。

○佐藤教育長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、情報基礎については日本文教出版とすることによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、情報基礎については日本文教出版に決定いた

しました。

以上で新学習指導要領に基づき令和4年度に新1年生が学習する9教科の教科用図書が決まりました。

次に、新2年生から新4年生で学習する教科用図書についてですが、8月16日の尾道南高等学校の中野校長からの説明では、現在使用している教科用図書で特に支障がないとのことでした。

現在使用している教科書は、2年生では国語総合は第一学習社、地理Aは教科書が第一学習社で地図帳は帝国書院、それから日本史Aは第一学習社、数学Iは東京書籍、科学と人間生活は東京書籍、保健体育は大修館書店、コミュニケーション英語Iは三省堂、家庭基礎は東京書籍、社会と情報は日本文教出版です。

なお、国語総合、数学I、科学と人間生活、保健体育、コミュニケーション英語I、社会と情報については1年生で購入したものを引き続き2年生でも継続して使用します。

3年生では、現代文Aは三省堂、現代社会は第一学習社、数学Aは東京書籍、生物基礎は東京書籍、書道Iは光村図書、コミュニケーション英語IIは三省堂、情報の科学は実教出版です。

4年生では、国語表現は教育出版、日本史Aは第一学習社、政治経済は実教出版、地学基礎は東京書籍、書道IIは光村図書、コミュニケーション英語IIは三省堂、情報の科学は実教出版です。

なお、コミュニケーション英語II、情報の科学については3年生で購入したものを引き続き4年生でも継続して使用します。

以上、校長の報告のとおり、現在使用している教科用図書を引き続き採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 異議なしと認め、新2年生から新4年生で学習する教科用図書については、現在使用している教科用図書を引き続き採択することに決定しました。

以上で議案第43号の審議を終了します。

以上をもって本日の日程は終了しました。

これをもって本日の会議を散会すると同時に、第10回教育委員会定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例教育委員会は9月30日木曜日午後2時半からを予定しております。

長時間にわたりありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後 5 時 24 分 閉会